

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように
修正する。

目次の改正規定中「第七条の七」を「第七条の八」に改める。

第二条の改正規定中「第二条第一項」を『第二条の見出しを「（定義等）」に改め、同条第一項』に改め、
「加える」を『加え、同条第十三項中「第十一項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十四項と
し、同条第七項から同条第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に次の一項を加える』に改め、
同改正規定に次のように加える。

7 環境大臣は、前項の環境省令の制定又は改正（環境省令で定める軽微な改正を除く。）をしようとする
ときは、あらかじめ、市町村の意見を聴かなければならない。

第三条の改正規定中『、同項第二号中「抑制の」を「抑制を促進する」に改め』を削り、「同項第八号」
を「同項第十号」に、「同項第七号とし」を「同項第九号とし」に、「同項第六号とし」を「同項第八号と
し」に、「同項第五号とし」を「同項第七号とし」に、「同項第三号の次に次の一号」を「同項第三号を同

項第四号とし、同号の次に次の二号」に改め、第四号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 分別基準適合物の再商品化の目標に関する事項

第三条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二条第二項第二号中「容器包装廃棄物」を「容器包装の再使用等その使用の合理化その他の容器包装廃棄物」に、「抑制の」を「抑制を促進する」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 容器包装廃棄物の減量の目標に関する事項

第四条中「及び消費者」を削り、「使用、」を「使用及び再使用、」に改め、「合理化」の下に「による容器包装の発生の抑制等」を加え、「努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう」を削り、同条に次の二項を加える。

2 消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装がされた商品又は容器包装が過剰に使用されていない商品の選択等により容器包装廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

3 事業者及び消費者は、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

第四十六条の次に一条を加える改正規定中「第七条の七第三項」を「第七条の八第三項」に改める。

第四十八条の改正規定中「第七条の六」を「第七条の七」に改める。

第八章を第九章とする改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十三条中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十二項第一号」に改める。

第四十三条第一項の改正規定中「第七条の六」の下に「の規定による計画及び第七条の七」を加え、「第七条の七第一項」を「第七条の八第一項」に改める。

第四十三条第二項の改正規定中「同条第二項中第二号を」を「同条第二項第二号中「第二条第十項第一号」を「第二条第十一項第一号」に改め、同項中同号を」に改め、「及び第七条の六」を「、第七条の六及び第七条の七」に改める。

第四十三条に一項を加える改正規定のうち第五項中「第七条の六」の下に「、第七条の七」を加える。
第四十四条の改正規定を削る。

第十条の次に一条を加える改正規定中「その再商品化に現に要した費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額が再商品化に要すると見込まれた費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額を下回るときは、その差額に相当する額のうち、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度」を「各市町村における当該特定分別基準適合物の分別収集に要する費用について、その額の百分の五十を超えない範囲内において各市町村における分別収集の取組の状況」に改める。

第四章を第五章とし、第二章の次に一章を加える改正規定のうち第七条の四第二項中「技術水準」の下に「指定容器包装利用事業者が行うべき容器包装の使用の合理化に関する取組の状況」を加え、「勘案して」を「勘案するとともに、消費者の意向を十分に尊重して」に改める。

第四章を第五章とし、第二章の次に一章を加える改正規定中第七条の七を第七条の八とする。

第四章を第五章とし、第二章の次に一章を加える改正規定のうち第七条の六中「指定容器包装利用事業者（特定容器利用事業者又は特定包装利用事業者であるものに限る。）であつて、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの（以下「容器包装多量利用事業者」という。）を「容器包装多量利用事業者」に改め、同条を第七条の七とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に一章を加える改正規定中第七条の五の次に次の一条を加える。

（発生抑制計画）

第七条の六 指定容器包装利用事業者（特定容器利用事業者又は特定包装利用事業者であるものに限る。）であつて、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの（以下「容器包装多量利用事業者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第七条の四第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して容器包装の発生抑制に関する計画を作成し、主務大臣に提出しなければならぬ。

附則第一条第二号中「第三条まで、第五条、第六条」を「第六条まで」に改め、「除く。」の下に「、第三十三条の改正規定」を、「限る。」の下に「、同条第二項第二号の改正規定（「第二条第十項第一号」を「第二条第十一項第一号」に改める部分に限る。）」を加え、同条第三号中「、第三十七条及び第十四条」を「及び第三十七条」に改める。

附則第二条中「第七条の六」を「第七条の七」に改める。